

議会運営委員会記録

1 日 時 平成 29年12月4日 (月曜日)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時13分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	小 西 直 樹
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に村家委員、柝山委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目の12月定例会の運営についてであります。

1つ目の一般質問については、28名の方から通告がありました。

このことから、予備日としておりました、12日についても一般質問を行うこととし、質問の順序については、お手元の資料のとおりとなりますが、このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の請願・陳情につきましては、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり、請願3件、陳情3件であります。

す。

このうち、請願 1 番目の「政務活動費の議員個人への完全後払いに向けた請願書」、請願 2 番目の「事後審査による政務活動費の支払いも認めることを求める請願書」、請願 3 番目の「政務活動費の審査に関わる第三者機関の早期廃止に関する請願書」については、総務文教委員会に付託される予定でありますので、御承知おき願います。陳情 1 番目の「書類様式の改竄防止に関する陳情書」についてですが、議長から「本陳情は、書類様式の改ざん防止のため、議会での質問を通して、当局側の姿勢をただすことを求めるものであるが、本陳情を受け、同趣旨で質問する旨の通告が提出されていることから、本陳情の願意は達成されるものと考えられ、所管委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。

そこで、本件について、所管の委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員

本陳情については、自民党の中で検討した結果、自民党の中から陳情者の願意を酌み

取りながら質問をすることになりました。
つきましては、議長の見解のとおり、付託
及び審議を行う必要はないと考えておりま
す。

佐藤委員 賛成です。

委員長 それでは、皆さんの御意見をお聞きしまし
して、平成29年分陳情第30号につい
ては、議会運営委員会の意見として、「議長
の見解のとおり、本陳情については、本会
議での質問を通して、願意が達成されるも
のと考えられることから、今定例会におい
て、所管委員会への付託及び審議を行う必
要はないと考える」との意見を付して、議
長に報告したいと思いますが、そのように
取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、陳情2番目の「委員会記録の取り扱
いについての陳情」についてですが、議長
から、「本陳情の求める趣旨については、
議会として、現行の取扱いを改める必要
性は感じられないことから、今定例会にお
いて、付託・審議をする必要はないのではな

いかと考える。このことから、本件陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。

そこで、本件について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員 委員会記録の取扱いにつきましては、本年6月分からインターネットなどでオープンにしているわけですが、3月分以前のものについて、市民の皆さんから事務局に、何か要望などは届いているのですか。

議事調査課長 今のところ、特にそのようなものは届いておりません。

高田委員 そうであれば、本年6月からの情報を公開している中で、あえて前にさかのぼってまで公開する必要性は感じられないものですから、取扱いについて疑義があるという議長の見解のとおり、委員会に諮るべきものではないと思います。

委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

それでは、平成29年分陳情第32号については、議会運営委員会の意見として、「議長の見解のとおり、本陳情については、議会として、現行の取扱いを改める必要性は感じられないと考えることから、今定例会において、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。次に、陳情3番目の平成29年分陳情第33号についてですが、議長から、「本陳情については、過去の議会において、既に結論が出されており、その後の状況に変化がないと考えられることから、今定例会において、改めて、付託・審議をする必要はないのではないかと考える。このことから、本件陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。

そこで、本件について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員

私は総務文教委員会の委員長という立場から、この陳情については、さきの9月定例会で、総務文教委員会として慎重に審議いたしました。私と副委員長とで、県とも意見交換をさせていただきながら、県の立場をしっかりと聞いてまいりました。その結果、県と富山市の体制に変わりはない、同一のものであるということも確認いたしました。この陳情者の言っていることに関しましては、前回協議時と重なっているものでありますので、本件の取扱いについて疑義があると議長が言っておられることについて、私もそのとおりだと思っています。つきましては、所管委員会への付託・審議をする必要はないと思います。

委員長

他の意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
それでは、平成29年分陳情第33号については、議会運営委員会の意見として、

「議長の見解のとおり、本陳情については、既に議会としての結論が出されており、前回協議時から、状況は変わらないと考えられることから、今定例会において、改めて、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

次に、協議事項3つ目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり、2件あります。この、請願形式による意見書提出要請の2件については、請願者から、もし、議員提出議案とならなかった場合は、請願として取り扱ってほしいとの申し出がありました。

したがいまして、議員提出議案とならなかった場合には、本会議最終日に委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行いますので、御承知おき願います。

また、会派から提出されます、意見書（案）、決議（案）につきましては、8日（金曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、11日（月曜日）の本委員会でお示いたします。

これらの意見書（案）、決議（案）は、本日提示いたしました2件の意見書とあわせまして、14日（木曜日）の本委員会において、御協議いただくこととなります。

それまでに、各会派において、御検討をいただきたいと思っております。

ここで、私から1点、討論の通告期限について、確認のため、申し上げます。

前回の当委員会において、討論の通告は、原則、討論が行われる日の前々日の午後5時までに提出することとなりましたので、今定例会における第一段階の通告期限は、15日（金曜日）の午後5時までとなります。

ただし、提出された討論の通告を受けて、対となる立場での討論を行う場合、討論が行われる日の前日の正午まで、提出することができることとなっておりますので、第二段階、最終の通告期限は18日（月曜日）の正午までとなりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、協議事項の2番目、議会改革検討調査会の協議結果についてであります。

このことについては、検討調査会の座長か

ら議長を通じて、お手元に配付のとおり、報告を受けておりますので、まず、事務局から説明させます。

議事調査課長　〔資料「議会改革検討調査会の協議結果について」により説明〕

委員長　今ほど事務局から説明がありました。このうち、議会運営委員会に回付されました5 請願・陳情者の意見陳述の制度化について、本日、最終的な結論を出したいと思います。

そこで、この議会改革検討調査会については、全ての会派が委員として入り、議論が行われた中で最終的にこのような協議結果に至ったということで、座長から議長への報告がなされ、本件について、議長から当委員会に回付されたものであります。

つきましては、この項目について、議会改革検討調査会での決定を最終確認の上、これを尊重し、その協議結果を本市議会としての最終結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、12月11日（月曜日）、本会議終了後に行いますので、よろしくお願いたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成 29 年 1 2 月 定 例 会
(平成 29 年 1 2 月 4 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署 名 委 員 村 家 博

署 名 委 員 柞 山 数 男